

(1) 税金

▶市民税課 TEL : 047-366-7322

① 住民税 (市民税・県民税)・森林環境税

住民税とは、その年の1月1日時点で市内に居住があった人などが納めなくてはならない個人市民税と県民税を合わせたものです。住民税には課税所得金額に一律10% (市民税6%・県民税4%) をかけた「所得割」と市民税3,000円と県民税1,000円の合計4,000円の「均等割」があります。それに加え、令和6年度以降1,000円の森林環境税が課税され、その合計が住民税・森林環境税の年税額となります。

| 松戸市に住民税・森林環境税を納めなくてはならない人 | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1月1日時点で松戸市に居住があり、前年中に一定以上の所得額※がある人 1月1日時点で松戸市に住所はないが、松戸市に事業所があり、前年中に一定以上の所得額※がある人 (均等割のみ) | |

※ 住民税が発生する所得額については、扶養親族の人数や障害があるかなどによって異なります。詳しくは市民税課までお問合せください。

② 住民税・森林環境税の納め方と決定方法

| 納付種別 | 対象 | 納付方法 | 決定方法 |
|------|-------------|--|---|
| 特別徴収 | 会社などで働いている人 | 毎月の給与から住民税が引かれ、会社が本人に代わって市へ納める方法です。 | 勤め先から給与支払報告書が送られることで税額が決定します。 |
| 普通徴収 | 上記以外の人 | 納税者が市へ直接、税金を納める方法です。自営業者やフリーランスの方が主な対象となります。 | 個人事業主もしくは、収入が全くなかった場合などは、個人で申告をすることで税額が決定します。 |

③ 申告

申告とは、その年の収入や支払った保険料、扶養していた親族等について申告書に記入し、提出することです。申告された内容により住民税・森林環境税が決定します。以下のような人は必ず申告をしてください。

| 申告の必要な人 | 申告に必要な書類 |
|--|--|
| <p>その年の1月1日現在、松戸市に居住がある人で以下のいずれかに当てはまる人は申告の必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社から松戸市に給与支払報告書の提出がなかった人 給与以外に所得がある人 所得がなく、どなたの扶養にもなっていない人、もしくは扶養者が松戸市に住んでいない人 <p>※ なお、所得税の確定申告をした場合は住民税の申告は必要ありません。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 申告する年度の前年分の所得を証明する書類 申告する年度の前年分に支払った金額を確認できる控除証明書 障害者控除を受ける人は、障害者手帳又は証明書 学生の人は、学生証 マイナンバーがわかるもの 本人確認書類 (在留カード / 健康保険証 / 運転免許証等) |

④ 住民税・森林環境税証明書

住民税・森林環境税証明書は、その年の住民税・森林環境税の年税額、前年の所得額、扶養親族の人数などが書かれた書類で、課税が非課税かを証明するものです。(提出先の例) 出入国在留管理庁、公営住宅、健康保険組合、金融機関等

申請時に必要なもの

- 申請書 (窓口に着用してあります。松戸市ウェブサイトからダウンロードできます。)
- 本人確認書類 (在留カード / パスポート / マイナンバーカード / 特別永住者証明書 / 運転免許証)
- 証明書発行手数料: 1通につき300円



税金

4 税金

(1) 税金

▶ 市民税科 TEL : 047-366-7322

① 住民税（市民税・县民税）・森林环境税

所谓住民税是指在该年度1月1号居住于松户市内的所有居民必需要缴纳的个人市民税和县民税的合计税金。住民税包括所谓「所得比」的所得额10%（市民税6%，县民税4%）和3,000日元市民税另加1,000日元县民税合计4,000日元的所谓「均等比」部分。另外从2024年度开始还需要缴纳1,000日元的森林环境税。以上合计金额为一年的住民税・森林环境税。

必需向松户市缴纳住民税的人

- 1月1号居住在松户市，前一年有一定金额以上的所得额※的人
- 1月1号在松户市没有住所，但在松户市内持有公司，并在前一年中有一定金额以上的所得额※的人（只交均等比例部分）

※ 开始征收住民税的所得额，因抚养亲属的人数以及有无残障而不同，详细请向市民税科咨询。

② 住民税・森林环境税的缴纳方法及其决定方法

| 缴纳种类 | 对象 | 缴纳方法 | 决定方法 |
|------|--------|-----------------------------------|------------------------|
| 特别征收 | 公司等职员 | 从每月的工资里自动扣除，由公司代替本人缴纳给市里。 | 由工作单位提交的支付工资报告书决定税额。 |
| 普通征收 | 上述以外的人 | 由纳税者直接向松户市纳税的方法，主要对象为个体户，自由职业者等人。 | 个体经营者或无收入者，通过各自申告决定税额。 |

③ 申告

申告是将一年的收入，缴纳的保险费，抚养的亲属等状况记载在申告书上，提交给市里。根据申告内容决定住民税・森林环境税金额。符合以下条件的人请务必办理申告手续。

| 需要办理申告的人 | 申告时所需资料 |
|--|--|
| <p>该年的1月1日居住于松户市，符合以下条件任一项的人有必要办理申告手续。</p> <ul style="list-style-type: none">▷ 工作单位没有向松户市出具支付工资报告书的人▷ 有工资以外的收入的人▷ 没有收入，也不属于他人的抚养亲属或抚养人不居住在松户市内 <p>※ 办理了所得税确定申告后无需再办理住民税申告。</p> | <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 申报年度的前一年的所得的证明资料<input checked="" type="checkbox"/> 申报年度的前一年中所支付的可以确认金额的控除证明书<input checked="" type="checkbox"/> 接受残障者控除的人，要出示残障者手册或证明书<input checked="" type="checkbox"/> 学生要出示学生证<input checked="" type="checkbox"/> 明记个人编号的资料<input checked="" type="checkbox"/> 本人确认证件（在留卡 / 健康保险证 / 驾驶执照等） |

④ 住民税・森林环境税证明书

住民税・森林环境税证明书是记载该年度的住民税・森林环境税的课税金额，前一年度所得额，抚养家属的人数等，用来证明是否课税的资料。（提交机构例）出入国在留管理厅，公营住宅，健康保险组合，金融机构等。

申请时所需资料

- 申请书（在窗口领取，也可从松户市官方网页下载）
- 本人确认证件（在留卡 / 护照 / 个人编号卡 / 特别永住者证明书 / 驾驶执照）
- 证明书发行手续费：1份 300日元



税金